

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するた
めの基準（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線
を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以
下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲
げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこ
れに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 【第一章～第六章 略】 第六章の二 CVAリスク 第一節 総則（第二百五十三條の二―第二百五十三條の二の三） 第二節 BA-CVA（第二百五十三條の三―第二百五十三條の四の四） 第三節 SA-CVA 第一款 承認手続等（第二百五十三條の四―第二百五十三條の四の六） 第二款 SA-CVAによるCVAリスク相当額の算出方法 第一目 総則（第二百五十三條の四の七―第二百五十三條の四の十四） 第二目 金利リスクに係るバケット、リスク・フアクター、感応度、リスク・ウエイト及び相関（第二百五十三條の四の十五―第二百五十三條の四の十七）	目次 【第一章～第六章 同左】 第六章の二 CVAリスク 第一節 算出方式（第二百五十三條の二） 第二節 標準的リスク測定方式（第二百五十三條の三） 第三節 先進的リスク測定方式（第二百五十三條の四・第二百五十三條の五）

第三目	外国為替に係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百五十三条の四の十八―第二百五十三条の四の二十）
第四目	取引相手方のクレジット・スプレッドに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百五十三条の四の二十一・第二百五十三条の四の二十二） 参照先のクレジット・スプレッドに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百五十三条の四の二十三―第二百五十三条の四の二十五）
第六目	株式に係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百五十三条の四の二十六・第二百五十三条の四の二十七）
第七目	コモディティに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関（第二百五十三条の四の二十八・第二百五十三条の四の二十九）
第三款	承認の基準
第一目	CV A の計測方法（第二百五十三条の四の三十一―第二百五十三条の四の三十五）
第二目	体制整備（第二百五十三条の四の三十六―第二百五十三条の四の三十八）

〔第六章の三～第八章 略〕
附則

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

〔一～七十二 略〕

七十二の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他
の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引及びレボ形
式の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない
場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを
勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以
下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスク
を計測する商工組合中央金庫の信用リスクの変動を除く。

七十二の三 BA-CVA 第二百五十三条の三から第二百
五十三条の三の四までに定めるところにより、CVAリス
ク相当額を算出する手法をいう。

七十二の四 SA-CVA 第二百五十三条の四から第二百
五十三条の四の三十八までに定めるところにより、CVA
リスク相当額を算出する手法をいう。

七十二の五 CVAデスク 内部CVAヘッジ取引又は外部
CVAヘッジ取引の主体となる部署若しくはこれに類する
役割を有する明確化された機能をいう。

〔七十三～八十二 略〕

第六章の二 CVAリスク

第一節 総則

〔第六章の三～第八章 同左〕
附則

(定義)

第一条 〔同左〕

〔一～七十二 同左〕

七十二の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他
の信用リスクに係る指標の市場変動によりCVA（派生商
品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場
合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘
案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下
同じ。）が変動するリスクをいう。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔七十三～八十二 同左〕

第六章の二 〔同左〕

第一節 算出方式

(CVAリスク相当額の算出)
第二百五十三条の二 商工組合中央金庫は、CVAカバー取引を有する場合は、CVAリスク相当額を算出するものとする。

[号を削る。]
[号を削る。]

(CVAリスク相当額の算出)
第二百五十三条の二 商工組合中央金庫は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一 中央清算機関

二 商工組合中央金庫が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

(1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となつた場合

(2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となつた場合

ロ 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失つた場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三 資金清算機関等

[号を削る。]

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者
を取引相手方とする派生商品取引又は商工組合中央金庫の財
務会計において時価評価の対象となるレボ形式の取引（重要
性が低いものを除く。）をいう。

二 適格中央清算機関

二 商工組合中央金庫が適格中央清算機関の間接清算参加者
である場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす取引
に係る直接清算参加者

一 間接清算参加者のトレード・エクスプोजチャーについ
て、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発
生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参
加者が講じていること。

(1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となつた
場合

(2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能とな
つた場合

ロ 間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレ
ード・エクスプोजチャーに係る清算取次ぎ等を委託して
いる直接清算参加者が、債務不履行又は支払不能により
適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失つた場
合においても、間接清算参加者が追加的な負担をするこ
となく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該

2 前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が債券等（第
二百六十四条に規定する債券等をいう。以下この章において
同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百五十五条の
承認を受けており、かつ、第五十九条の四第一項（第三百十
九条第六項及び第四百七十七条第四項において準用する場合を
含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進
的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を
取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を
算出するものとする。

二 中央清算機関

二 商工組合中央金庫が中央清算機関の間接清算参加者であ
る場合であつて、前項第二号に掲げる要件の全てを満たす
取引に係る直接清算参加者

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承
継するための枠組みが存在していること。

三 [略]

(CVAリスク相当額の算出手法及び算出範囲)

第二百五十三条の二 商工組合中央金庫は、BA-CVA
又はSA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出するも
のとする。

2 商工組合中央金庫は、前条第二項に規定するCVAカバ
ー取引及び第二百五十三条の三に規定する適格BA-CV
Aヘッジ取引又は第二百五十三条の四の十三に規定する適格
SA-CVAヘッジ取引(以下この章において「CVAポー
トフォリオ」と総称する。)を対象としてCVAリスク相当
額を算出するものとする。

(CVAリスクに係るヘッジ取引)

第二百五十三条の二の三 外部CVAヘッジ取引が当該取引の
取引相手方の取引としてCVAカバー取引に該当する場合
は、当該取引の取引相手方に対するCVAリスク相当額を算
出するものとする。

第二節 BA-CVA

(完全なBA-CVAと限定的なBA-CVA)

第二百五十三条の三 BA-CVAを用いてCVAリスク相当
額を算出しようとする商工組合中央金庫が次条に規定する適
格BA-CVAヘッジ取引のヘッジ効果を勘案するとき、

三 [同左]

[条を加える。]

[条を加える。]

第二節 標準的リスク測定方式

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第二百五十三条の三 標準的リスク測定方式を用いて算出する
CVAリスク相当額は、次に掲げる算式により算出した所要
自己資本額(K)とする。

第二百五十三条の三に定めるCVAヘッジを勘案する場合の算式を用いる方法（次条及び第二百五十三条の三の三において「完全なB A－CVA」という。）によるものとする。ただし、商工組合中央金庫がCVAヘッジ取引のヘッジ効果を勘案しないときは、第二百五十三条の三の四に定める方法（同条において「限定的なB A－CVA」という。）によるものとする。

所要自己資本額(K) = $2.33 \times h^{0.5}$

$$\begin{aligned} & \times \left(\left(\sum_i 0.5 \times w_i \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i) \right. \right. \\ & \quad \left. \left. - \sum_{ind} w_{ind} \times M_{ind} \times B_{ind} \right)^2 \right. \\ & \quad \left. + \sum_i 0.75 \times w_i^2 \times (M_i \times EAD_i^{total} - M_i^{hedge} \times B_i)^2 \right)^{0.5} \end{aligned}$$

hは、保有期間（ただし、hの値は一とする。）

w_iは、取引相手方iに係る掛目

M_iは、第四百四十条第一項に規定する実効マチュリティであつて取引相手方iに係る派生商品取引に係るものとする。この場合において、同項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。

EAD_i^{total} は、取引相手方iに係るネットイング・セットの与信
相当額の割引現在価値

M_i^{hedge} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手

方*i*に係る取引のバチュリテイ

B_i は、CVAリスクのヘッジ手段として用いる取引相手方*i*に係る取引の想定元本額の割引現在価値

w_{ind} は、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップに係る掛目

Mindは、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップのバチュリテイ

Bindは、CVAリスクのヘッジ手段として用いるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の割引現在価値

2 前項の w_i は、適格格付機関により付与された取引相手方*i*に係る格付に対応する信用リスク区分（第三十三条第一項に掲げる主体以外の主体についても、同項第一号の表を準用するものとする。）に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク 区分	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6
ウエイト w_i (パーセン ト)	・ 七	・ 八	・ 〇	・ 二〇	・ 三〇	・ 十〇

3 第一項の w_{ind} は、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップを構成する単一の債務者に係るクレジット・デリバティブのクレジット・スプレッドの加重平均に対応する信用リスク区分に応じ、前項の表の左欄に定めるものとする。

4 第一項の EAD_i^{total} は、次の各号に掲げる場合の区分に応

(B AーC V Aにおけるヘッジの適格要件) <u>第二百五十三条の三の二</u> 商工組合中央金庫は、完全なB AーC V AによりC V Aリスク相当額を算出するに当たっては、C V Aリスクに係るヘッジ取引のうち次に掲げる要件の全て	じ、当該各号に定める取引相手方 i に係るネットタイミング・セ ットごとに算出した額とする。 一 S AーC C Rを用いる場合 第五十七条の二第一項に規 定する与信相当額の割引現在価値 二 期待エクスポージャー方式を用いる場合 第五十九条の 四第二項に規定する与信相当額 5 第一項並びに前項第一号の割引現在価値は、次に掲げる算 式により算出するものとする。 (割引現在価値) = (想定元本額又は与信相当額) $\times (1 - EXP(-0.05 \times M_x)) / (0.05 \times M_x)$ M_xは、対応するM_I、M_I^{Ind}又はM_{Ind} 6 第一項の規定によりC V Aリスク相当額を算出する場合に は、次に掲げる取引であってC V Aリスクのヘッジを目的と するもの限り、C V Aリスクに対するヘッジ効果を反映さ せることができる。 一 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワ ップ 二 単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット ト・デフォルト・スワップ 三 前二号に掲げるものと同等であると認められるヘッジ手 段に係る取引 四 インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ [条を加える。]
--	--

を満たすもの（次条第一項において「適格 B AーC V A ヘッジ取引」という。）に限り、C V A リスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

一 内部 C V A ヘッジ取引が次章第三節に定めるところによりカーベチャヤー・リスク、デフォルト・リスク及び残余リスク・アドオンに係るマーケット・リスク相当額の計測対象となる場合は、C V A デスクの取引相手方となるトレーディング・デスクが C V A デスクに対するポジションを完全に相殺する取引を第三者との間で実行していること。

二 C V A リスクにおける取引相手方のクレジット・スプレッドの変動を低減させる目的で使用及び管理される取引であること。

三 次に掲げる取引であること。

イ 単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップ又は単一の債務者を参照するコンティンジェント・クレジット・デフォルト・スワップであって、次のいずれかを参照するもの

- (1) 取引相手方
 - (2) 取引相手方と法的に関連する企業
 - (3) 取引相手方と同一のセクター及び地域に属する企業
- ロ インデックス・クレジット・デフォルト・スワップ

（完全な B AーC V A による C V A リスク相当額）

第二百五十三条の三の三 商工組合中央金庫が適格 B AーC V

A ヘッジ取引のヘッジ効果を反映して算出する C V A リスク相当額は、次の算式により算出する所要自己資本額 (K_{full}) に割引係数 (DS_{BA-CVA}) $\times$ 六五を乗じて得た額とする。

[条を加える。]

$$K_{full} = \beta \cdot K_{reduced} + (1 - \beta) \cdot K_{hedged}$$

$$K_{reduced} = \sqrt{\left(\rho \cdot \sum_c SCVA_c \right)^2 + (1 - \rho^2) \cdot \sum_c SCVA_c^2}$$

K_{hedged}

$$= \sqrt{\left(\rho \cdot \sum_c (SCVA_c - SNH_c) - IH \right)^2 + (1 - \rho^2) \cdot \sum_c (SCVA_c - SNH_c)^2 + \sum_c HMA_c}$$

β は、○・二五

SCVA_cは、取引相手方_cとの全てのネットインゲ・セットに対するCVA資本賦課

ρ は、○・五

SNH_cは、取引相手方_cのCVAリスクに対する全てのシングル・ネーム・ヘッジを用いたヘッジ効果の値

IHは、インデックスを用いたヘッジ取引から生じる全ての取引相手方のCVAリスクに対するヘッジ効果の値

HMA_cは、取引相手方_cのCVAリスクに対する全てのヘッジ取引の値

2 前項の SCVA₀ は、次の算式により算出するものとし、取引相手方 _c との全てのネットインゲ・セットを含むものとする。

$$SCVA_c = \frac{1}{\alpha} \cdot RW_c \cdot \sum_{NS} M_{NS} \cdot EAD_{NS} \cdot DF_{NS}$$

α は、一・四。ただし、第五十九条第一項の承認を受けて期待エクスポート方式を用いて与信相当額を算出する場合であって、取引相手方の信用リスクに関する固有の特徴があるときは、当該特徴に応じたより保守的な α を用いる

ものとする。

RW_Cは、次項の表に定める値

M_{NS}の算出に当たっては、第百四十条第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。」とあるのは、「一年に満たない場合は一年とする。」と読み替えるものとする。ただし、商工組合中央金庫が第五十九条第一項の承認を受けた場合は、M_{NS}は、第百四十条第一項の規定により算出される実効バリュエーションとする。

EAD_{NS}は、ネットインゲ・セットの与信相当額であり、S A—C C Rを用いる場合は第五十七条第一項の規定により算出される与信相当額とし、第五十九条第一項の承認を受けて期待エクスポージャー方式を用いる場合は同条第二項の規定により算出される与信相当額とする。ただし、これらの与信相当額に対しC V Aの影響は勘案しないものとする。

DF_{NS}は、次の算式により算出する値。ただし、第五十九条第一項の承認を受けた商工組合中央金庫は一を用いる。

$$DF_{NS} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_{NS})}{0.05 \cdot M_{NS}}$$

- 3 前項の RW_Cは、次の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、適格格付機関が取引相手方に格付を付与していない場合にあつては、内部格付手法を採用したと

きの商工組合中央金庫は、内部格付を適格格付機関が付与する格付に紐付けすることにより判断された取引相手方の信用力に基づき、同表に定めるリスク・ウエイトを適用することができる。

取引相手方のセクタ	取引相手方の信用力	
	投資適格 (IG) (パーセント)	投 機 的 格 付 (HY) 及び無格 付 (NR) (パーセ ント)
中央銀行及び多国間 開発銀行を含むソブ リン	〇・五	二・〇
地方自治体、政府支 援法人及び教育・行 政機関	一・〇	四・〇
政府系金融機関を含 む金融	五・〇	十二・〇
資源開発、エネルギ ー、工業、農業、製 造業、鉱業及び採石 業	三・〇	七・〇
消費財・サービス、 運輸及び保管並びに 行政支援サービス業	三・〇	八・五
テクノロジー及び通 信	二・〇	五・五

ヘルスケア、公益事業及び専門・技術活動	一・五	五・〇
その他のセクター	五・〇	十二・〇

4 第一項の SNH_c は、次の算式により算出するものとする。

$$SNH_c = \sum_{hec} \gamma_{hc} \cdot RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN}$$

γ_{hc} は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める値（以下この節において同じ。）

取引相手方 c の単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップによるヘッジ h	γ_{hc} の 値（パーセン ト）
取引相手方 c を直接参照するもの	100
取引相手方 c と法的に関連する組織を参照するもの	80
取引相手方 c と同じセクターで同じ地域に属する組織を参照するもの	50

RW_h は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h のリスク・ウェイトであり、前項の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイト（以下この節において同じ。）

M_h^{SN} は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h の実効バリュエーション（以下この節において同じ。）

B_h^{SN} は、単一の債務者を参照するヘッジ取引 h の想定元本額（以下この節において同じ。）。なお、単一の債務者を参

照するコンテナインジェント・クレジット・デフォルト・スワップを用いる場合、参照ポートフォリオ又は参照商品の市場価格を想定元本額とする。

DF_h^{SN} は、デイスカウント・ファクターであり、次の算式により算出される値（以下この節において同じ。）

$$DF_h^{SN} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_h^{SN})}{0.05 \cdot M_h^{SN}}$$

5 第一項の IH は、次の算式により算出するものとする。

$$IH = \sum_i RW_i \cdot M_i^{ind} \cdot B_i^{ind} \cdot DF_i^{ind}$$

M_i^{ind} は、インデックス・ヘッジの残存バリュエイ

B_i^{ind} は、インデックス・ヘッジの想定元本額

DF_i^{ind} は、デイスカウント・ファクターであり、次の算式により算出される値

$$DF_i^{ind} = \frac{1 - \exp(-0.05 \cdot M_i^{ind})}{0.05 \cdot M_i^{ind}}$$

6 前項の RW_i は、インデックス・ヘッジに適用されるリスク

・ウエイトであり、第三項の表に掲げる取引相手方のセクターの区分及び適格格付機関が取引相手方に付与する格付に対応する取引相手方の信用力の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウエイトとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める調整を行うものとする。

一 インデックスの全ての構成銘柄が同一のセクターに属し、かつ、同一の信用力である場合 第三項の表に定めるリスク・ウエイトに〇・七を乗じて得た値をリスク・ウエイトとする。

二 インデックスの全ての構成銘柄が同一のセクターに属する場合ではない場合又はインデックスが投資適格並びに投機的格付及び無格付の双方を含む場合 第三項の表に定めるリスク・ウェイトを銘柄数に応じて加重平均し、〇・七を乗じて得た値をリスク・ウェイトとする。

7 第一項の HMA_c は、次の算式により算出するものとする。

$$HMA_c = \sum_{hec} (1 - \gamma_{hc}^2) \cdot (RW_h \cdot M_h^{SN} \cdot B_h^{SN} \cdot DF_h^{SN})^2$$

(限定的な $B A - C V A$ による $C V A$ リスク相当額)

第二百五十三条の三の四 限定的な $B A - C V A$ による $C V A$ リスク相当額は、前条第一項の算式において β を一として算出した K_{full} の値に割引係数〇・六五を乗じて得た額とする。

第三節 $S A - C V A$

第一款 承認手続等

($S A - C V A$ の承認)

第二百五十三条の四 商工組合中央金庫は、 $S A - C V A$ を用いるときには、あらかじめ、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けた商工組合中央金庫は、第二百五十三条の四の五の規定に基づき承認が取り消された場合を除き、 $S A - C V A$ を継続して用いるものとする。

[条を加える。]

第三節 先進的リスク測定方式

[款名を付する。]

(先進的リスク測定方式による $C V A$ リスク相当額)

第二百五十三条の四 先進的リスク測定方式を用いて算出する $C V A$ リスク相当額は、第二百五十五条の承認を受けて用いる内部モデルに基づき算出した次に掲げる額の合計額とする。

一 算出基準日の $C V A$ バリユー・アット・リスク (クレジット・スプレッドをパーセント・リスク・ファクターとした場合における $C V A$ のバリユー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。) に三を乗じて得た額

	二 算出基準日のCVAストレス・バリュエー・アット・リスク（クレジット・スプレッドをマーケット・リスク・ファクターとした場合におけるストレス期間の市場データに基づくCVAのバリュエー・アット・リスクをいう。以下この節において同じ。）に三を乗じて得た額 2 CVAバリュエー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いた現在の市場データを使用しなければならない。 3 CVAストレス・バリュエー・アット・リスクを算出する場合には、期待エクスポージャーの算出に用いたストレス期間のうち適切な一年間をストレス期間として使用しなければならない。 4 CVAバリュエー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュエー・アット・リスクを算出する場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法を用いなければならない。 一 ポジションの時価を再計算することによりマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合に掲げる算式により得られる値を用いてCVAバリュエー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュエー・アット・リスクを算出する方法 $CVA = (LGD_{MKT}) \times \sum_{i=1}^T Max \left(0, EXP \left(-\frac{S_{i-1}^L \times t_{i-1}}{LGD_{MKT}} \right) \right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2} \right) - EXP \left(-\frac{S_i^L \times t_i}{LGD_{MKT}} \right) \times \left(\frac{EE_{i-1} \times D_{i-1} + EE_i \times D_i}{2} \right)$
--	---

LGD_{MKT*i*}は、取引相手方に係る債券等の市場におけるスプレッドに基づく当該取引相手方のLGD（以下この節において同じ。）

t_iは、現時点からE*E*_{*i*}を*i*回目に再評価するまでの期間（以下この節において同じ。）

t₁は、取引相手方とのネットインゲ・セットにおける最長の契約満期（以下この節において同じ。）

s_iは、期間t_iに対応する取引相手方のクレジット・スプレッド（以下この節において同じ。）

D_iは、期間t_iに対応するデイスカウント・ファクター（期間t_iが経過する時点における価値を一とした場合の割引現在価値であってリスクフリー・レートを用いて算出したものをいう。ただし、D₀の値は一とする。以下この節において同じ。）

E*E*_{*i*}は、期間t_iにおける取引相手方に対する期待エクスポージャー（以下この節において同じ。）

- 二 特定の期間帯におけるクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてCVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$Regulatory\ CS01_i = 0.0001 \times t_i \times EXP \left(-\frac{s_i \times t_i}{LGD_{MKT}} \right) \times \left(\frac{E E_{i-1} \times D_{i-1} - E E_{i+1} \times D_{i+1}}{2} \right) \quad (i < T \text{ のとき})$$

$$Regulatory\ CS01_r = 0.0001 \times t_r \times EXP\left(-\frac{sr \times t_r}{LGDMKT_r}\right)$$

$$\times \left(\frac{E_{T-1} \times D_{T-1} + E_{T_r} \times D_{T_r}}{2} \right) \quad (i=T \text{ のとき})$$

三 パラレル・シフトを仮定したクレジット・スプレッドの変動に対する感応度を用いてマーケット・リスク相当額を算出する内部モデルを使用している場合 次に掲げる算式により得られるスプレッドの変動に対する感応度を用いてCVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する方法

$$Regulatory\ CS01 = 0.0001 \times \sum_{i=1}^T t_i \times EXP\left(-\frac{sr \times t_i}{LGDMKT_r}\right) - t_{i-1}$$

$$\times EXP\left(-\frac{sr_{i-1} \times t_{i-1}}{LGDMKT_r}\right) \times \left(\frac{E_{i-1} \times D_{i-1} + E_{i_r} \times D_{i_r}}{2} \right)$$

5 CVAバリュー・アット・リスク及びCVAストレス・バリュー・アット・リスクを算出する場合には、前条第六項各号に掲げる取引であってCVAリスクのヘッジを目的とするものに限り、CVAリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。

6 前項の場合において、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップによるCVAリスクに対するヘッジ効果を反映させるときは、当該インデックス・クレジット・デフォルト・スワップと単一の債務者に係るクレジット・スプレッドの間のベータ・リスクを反映させなければならない。ただし、CVAリスク相当額の算出に当たって、インデックス・クレジット・デフォルト・スワップの想定元本額の五十パーセントを上限としている場合は、この限りでない。

(S A—C V Aに係る承認申請書の提出)
第二百五十三条の四の二 S A—C V Aを用いることについて

前条第一項の承認を受けようとする商工組合中央金庫は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出するものとする。

- 一 商号
- 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 C V Aリスク相当額の算出並びにエクスポートジャー計測モデルの構築及び利用その他のS A—C V Aの運用が第三款に規定する承認の基準に適合していることを示す書類
 - 四 その他承認に係る審査において参考となるべき事項を記載した書類

(S A—C V Aに係る承認の基準)

第二百五十三条の四の三 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、第二百五十三条の四第一項の承認をしようとするときは、エクスポートジャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって商工組合中央金庫のリスク管理において運用されており、かつ、S A—C V Aの使用を開始する日以降において、第三款に規定する承認の基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

[条を加える。]

[条を加える。]

(S A—C V Aに係る変更に係る届出) <u>第二百五十三條の四の四</u> S A—C V Aを採用した場合の商工組合中央金庫は、次のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合 三 第三款に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合 2 前項第三号に規定する事由が生じた場合、S A—C V Aを採用したときの商工組合中央金庫は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該商工組合中央金庫のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出するものとする。	[条を加える。]
(S A—C V Aに係る承認の取消し) <u>第二百五十三條の四の五</u> 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、前条第一項第三号に掲げる場合であつて、S A—C V Aを用いてC V Aリスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、第二百五十三條の四第一項の承認を取り消すことができる。	[条を加える。]
(経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官への報告) <u>第二百五十三條の四の六</u> S A—C V Aを採用した場合の商工組合中央金庫は、各月ごとに、C V Aリスク相当額を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に報告するものとする。	[条を加える。]

第二款 S A－C V AによるC V Aリスク相当額の
算出方法

第一目 総則

(S A－C V AによるC V Aリスク相当額)

第二百五十三条の四の七 S A－C V Aを用いて算出するC V Aリスク相当額は、デルタ・リスクに係るC V Aリスク相当額及びベガ・リスクに係るC V Aリスク相当額を合計して得た額とする。

2 前項の「デルタ・リスクに係るC V Aリスク相当額」とは、次に掲げるリスク・クラスごとに算出されるデルタ・リスクに係るC V Aリスク相当額を合計したものをいう。

- 一 金利リスク
- 二 外国為替リスク
- 三 取引相手方のクレジット・スプレッド・リスク
- 四 参照先のクレジット・スプレッド・リスク
- 五 株式リスク
- 六 コモダイティ・リスク

3 第一項の「ベガ・リスクに係るC V Aリスク相当額」とは、前項各号（第三号を除く。）に掲げるリスク・クラスごとに算出されるベガ・リスクに係るC V Aリスク相当額を合計したものをいう。

[款名を付する。]

[目名を付する。]

[条を加える。]

(リスク・クラスごとのCVAリスク相当額)
第二百五十三条の四の人 前条第二項に定めるリスク・クラス

ごとに算出されるデルタ・リスクに係るCVAリスク相当額
及び同条第三項に定めるリスク・クラスごとに算出されるベ
ガ・リスクに係るCVAリスク相当額は、この款の規定によ
り次に掲げる項目を計測することにより算出するものとする

。

- 一 ネット感応度
- 二 加重感応度
- 三 ネット加重感応度
- 四 パケットごとのCVAリスク相当額

2 前項第一号に掲げる「ネット感応度」とは、次に掲げる感
応度をいう。

一 CVAカバ―取引を対象に計測されるCVAの合計値に
対するリスク・ファクターごとの感応度（次項において「
ネット感応度 s_k^{CVA} 」という。）

二 全ての適格SA—CVAヘッジ取引の市場価格の合計値
に対するリスク・ファクターごとの感応度（次項において
「ネット感応度 s_k^{Hdg} 」という。）

3 第一項第二号に掲げる「加重感応度」とは、次の算式によ
りリスク・ファクターごとに計測したものをいう。

$$WS_k^{CVA} = RW_k \cdot s_k^{CVA}$$

$$WS_k^{Hdg} = RW_k \cdot s_k^{Hdg}$$

加重感応度 WS_k^{CVA} は、ネット感応度 s_k^{CVA} に対して、第二百五十
三条の四の十五第五項、第二百五十三条の四の十六第三項
、第二百五十三条の四の十七第四項、第二百五十三条の四

[条を加える。]

の十九第三項、第二百五十三條の四の二十第三項、第二百五十三條の四の二十二第三項、第二百五十三條の四の二十四第三項、第二百五十三條の四の二十五第三項、第二百五十三條の四の二十七第三項及び第六項並びに第二百五十三條の四の二十九第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得たリスク・ファクターごとの値

加重感応度 WS_k^{Hdg} は、ネット感応度 s_k^{Hdg} に対して、第二百五十三條の四の十五第五項、第二百五十三條の四の十六第三項、第二百五十三條の四の十七第四項、第二百五十三條の四の十九第三項、第二百五十三條の四の二十第三項、第二百五十三條の四の二十二第三項、第二百五十三條の四の二十四第三項、第二百五十三條の四の二十五第三項、第二百五十三條の四の二十七第三項及び第六項並びに第二百五十三條の四の二十九第三項に定めるリスク・ウェイトを乗じて得たリスク・ファクターごとの値

4 第一項第三号に掲げる「ネット加重感応度」とは、次の算式によりリスク・ファクターごとに計測したものをいう。

$$WS_k = WS_k^{CVA} - WS_k^{Hdg}$$

5 第一項第四号に掲げる「バケットごとのCVAリスク相当額」とは、前項において算出したネット加重感応度を、次の算式によりバケットごとに計測したものをいう。

$$K_b = \sqrt{\left(\sum_{keb} WS_k^2 + \sum_{keb|e|b|j \neq k} \rho_{kl} WS_k WS_l \right) + R \cdot \sum_{keb} \left((WS_k^{Hdg})^2 \right)}$$

ρ_{kl} は、リスク・ファクターの感応度の相関係数

Rは、ヘッジング・デイスアローアンス（CVAリスクが完全にヘッジされない可能性を考慮したCVAリスク相当額

の追加分をいう。)であり、○・○ーとする。

- 6 リスク・クラスごとに算出されるデルタ・リスクに係るCVAリスク相当額及びリスク・クラスごとに算出されるベガ・リスクに係るCVAリスク相当額は、前項において計測したバケットごとのCVAリスク相当額を用いて、次の算式により算出する。

$$K = m_{CVA} \sqrt{\sum_b K_b^2 + \sum_{b \neq c} \gamma_{bc} S_b S_c}$$

γ_{bc} は、各リスク・クラスに適用される相関係数

S_b は、次の算式により、バケットbに含まれる全てのリスク・ファクターkに係る加重感応度 WS_k を合計して計測するものとし、 $-K_b$ を下限、 K_b を上限とする。この場合において、 S_c は S_b と同様の方法で計測する。

$$S_b = \max \left\{ -K_b; \min \left(\sum_{k \in b} WS_k; K_b \right) \right\}$$

$$S_c = \max \left\{ -K_c; \min \left(\sum_{k \in c} WS_k; K_c \right) \right\}$$

(ネット感応度の計測)

第二百五十三条の四の九

ネット感応度（前条第二項に規定するネット感応度をいう。以下この節において同じ。）は、リスク・ファクターの現在価値の微小な変化幅に対するCVA

[条を加える。]

の合計値又は全ての適格ヘッジ手段の市場価格の合計値の変化率とする（ただし、正の値に限る。）。	2 各リスク・ファクターの変化幅は、第二百五十三条の四の十五第三項及び第四項、第二百五十三条の四の十六第二項、第二百五十三条の四の十七第二項及び第三項、第二百五十三条の四の十九第二項、第二百五十三条の四の二十第二項、第二百五十三条の四の二十二第二項、第二百五十三条の四の二十四第二項、第二百五十三条の四の二十五第二項、第二百五十三条の四の二十七第二項及び第五項並びに第二百五十三条の四の二十九第二項及び第五項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫の内部のリスク管理における計算方法と整合する限りにおいて、より小さな変化幅を用いることができる。
3 ベガ・リスクに係るネット感応度は、エクスポージャー計測モデルにおいて、次に掲げるボラテイルテイルを変化させることにより算出する。この場合において、ベガ・リスクに係るネット感応度は、CVAポートフォリオにオプシオン性を有する取引が含まれていない場合であっても算出するものとする。	一 リスク・ファクターのパスの生成に用いるボラテイルテイル 二 オプシオンの公正価値の評価に用いるボラテイルテイル
（乗数） <u>第二百五十三条の四の上</u> 第二百五十三条の四の八第六項の算式中乗数m_{CVA}は一とする。	2 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、商工組合中央金庫のCVAの計算に係るモデル・リスクに対処するために

[条を加える。]

必要と判断した場合において、当該乗数を引き上げるものとする。

(インデックスをヘッジ手段に用いる場合のネット感応度の計測)

第二百五十三条の四の十一 第二百五十三条の四の九第一項の規定にかかわらず、インデックスを用いてCVAリスクのヘッジを行う場合における当該インデックスのネット感応度は、当該インデックスの価格に影響を及ぼす全てのリスク・ファクターの現在価値の微小な変化幅に対するリスク・ファクターの影響を受ける全ての構成銘柄に対する影響を通して計測された当該インデックスの市場価格の変化率として計測し、正の値とする。

(適格インデックスの指定)

第二百五十三条の四の十二 SAA-CVAを採用した場合の商工組合中央金庫は、一定の要件を満たすインデックス（クレジット・インデックス又は株式インデックスであつて、デルタ・リスクに係るネット感応度の計測における第二百六十七条第四項各号に規定する要件を満たすインデックス及びベガ・リスクに係るネット感応度の計測における全てのインデックスをいう。以下この節において「適格インデックス」という。）を第二百五十三条の四の二十一第一項、第二百五十三条の四の二十三第一項又は第二百五十三条の四の二十六第一項の表における適格インデックスのバケットに割り当てることにより、バケットごとに計測された複数のネット感応度を当該適格インデックスに対する単一のネット感応度とするこ

[条を加える。]

[条を加える。]

とができる。ただし、当該適格インデックスを構成する銘柄のうち同一のセクターに区分される銘柄の割合（ただし、当該適格インデックスに定められた構成銘柄の重み付けを考慮して算出された割合とする。）が七十五パーセントを超える場合には、当該適格インデックスのバケットに代えて、当該セクターが属するバケットを割り当てるものとする。

（S A－C V Aにおけるヘッジの適格要件）

第二百五十三条の四の十三 S A－C V Aを用いてC V Aリスク相当額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる要件の全てを満たすヘッジ取引（以下この節において「適格S A－C V Aヘッジ取引」という。）に限り、C V Aリスクに対するヘッジ効果を反映させることができる。ただし、第二百五十四条の二第六項各号に掲げる商品を用いたヘッジ取引については、これを適格S A－C V Aヘッジ取引とはしないものとする。

一 C V Aリスクを軽減する目的で使用され、かつ、管理されている取引であって、ヘッジ対象及びヘッジ手段に係る文書が作成されていること。

二 内部C V Aヘッジ取引が次章第三節に定めるところによりカーベチャヤー・リスク、デフォルト・リスク及び残余リスク・アトオンに係るマーケット・リスク相当額の計測対象となる場合は、C V Aデスクの取引相手方となるトレーディング・デスクがC V Aデスクに対するポジションを完全に相殺する取引を第三者との間で実行していること。

2 適格S A－C V Aヘッジ取引は、ヘッジ期間にわたりの取引として扱い、複数に分割しないものとする。

[条を加える。]

3 クレジット・スプレッド・リスクのデルタ・リスクに対する適格 S A—C V A ヘッジ取引がある場合は、適格 S A—C V A ヘッジ取引の全体を取引相手方のクレジット・スプレッド・リスクのリスク・クラス又は参照先のクレジット・スプレッド・リスクのリスク・クラスのいずれかに割り当てるものとする。

(S A—C V A と B A—C V A との併用)

第二百五十三条の四の十四 S A—C V A を採用した場合の商

工組合中央金庫は、S A—C V A を用いることが適切ではないと判断するネットאינג・セットに対しては、B A—C V A を用いて C V A リスク相当額を算出するものとする。

2 前条第一項ただし書の規定にかかわらず、S A—C V A を採用した場合の商工組合中央金庫は、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、一のネットאינג・セットを二に分割し、その一方に対し S A—C V A を用い、かつ、他方に対し B A—C V A を用いるものとする。

一 ネットאינג・セットの分割の方法が、会計 C V A (財務会計に反映させることを目的として計測された C V A をいう。以下この章において同じ。)における分割の方法と一致していること。

二 ネットאינג・セットに含まれる取引のうち、S A—C V A を用いて C V A リスク相当額を算出することが適切ではない取引があること。

[条を加える。]

第二目

金利リスクに係るバケット、リスク・フ
アクター、感応度、リスク・ウェイト及
び相関

[目名を付する。]

(金利リスクのバケットにおける感応度等)

第二百五十三条の四の十五

金利リスクに係るデルタ・リスク
及びベガ・リスクのバケットは、個々の通貨ごとに定めるも
のとする。

[条を加える。]

2 商工組合中央金庫の報告通貨（商工組合中央金庫の財務報
告において用いられる通貨をいう。以下同じ。） 、アメリカ
合衆国通貨（USD） 、欧州経済通貨統合参加国通貨（EUR） 、
英国通貨（GBP） 、オーストラリア通貨（AUD） 、カナダ通貨
（CAD） 、スウェーデン通貨（SEK） 及び本邦通貨に対する金
利リスクのデルタ・リスク・ファクターは、インフレ率の絶
対変化及び次に掲げるデナター（満期までの年限をいう。以下
同じ。） の種類ごとのリスクフリー・イールドカーズの絶対
変化とする。

- 一 一年
- 二 二年
- 三 五年
- 四 十年
- 五 三十年

3 前項の「インフレ率の絶対変化」とは、インフレ率を一ベ
ーシス・ポイント変化させた場合におけるCVA又はCVA
ヘッジ手段の価値の変動を〇・〇〇〇〇で除して得た値をい
う。

4 第二項の「リスクフリー・イールドカーズの絶対変化」と

は、特定の通貨のリスクフリー・イールドカーブをベースに
ス・ポイントの幅で変化させた場合におけるCVA又はCVA
ヘッジ手段の価値の変動を〇・〇〇〇〇で除して得た値を
いう。

5 第二項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイト
RW_kは、次の表の当該リスク・ファクターの区分に応じ、次
の表の左欄に定めるものとする。

リスク ・ファ クター	一年	二年	五年	十年	三十年	インフ レ率
リスク ・ウェ イト（ パーセ ント）	一・一	〇・九 三	〇・七 四	〇・七 四	〇・七 四	一・一 一

6 第二項に規定するリスク・ファクター間の相関係数 ρ_{kl} は
、当該リスク・ファクターの区分に応じ、次の表に定めるも
のとする。

（パー セント ）	一年	二年	五年	十年	三十年	インフ レ率
一年	百	九十一	七十二	五十五	三十一	四十
二年		百	八十七	七十二	四十五	四十
五年			百	九十一	六十八	四十
十年				百	八十三	四十
三十年					百	四十

インフ レ率					百
-----------	--	--	--	--	---

7 第一項に規定する金利に係るデルタ・リスクのバケット及びベガ・リスクのバケット間の相関係数 γ_{kl} は、全ての通貨について〇・五とする。

(定めない通貨に係る金利のデルタ・リスク・ファクターの感応度等)

第二百五十三条の四の十六 前条第二項に規定する通貨以外の通貨に対する金利リスクのデルタ・リスク・ファクターは、インフレ率の絶対変化及びリスクフリー・イールドカーブのパラレル・シフトの絶対変化とする。

2 前項の「リスクフリー・イールドカーブのパラレル・シフトの絶対変化」とは、通貨のリスクフリー・イールドカーブを一ベース・ポイントの幅でパラレル・シフトさせた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇〇ーで除して得た値をいう。

3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRW_kは、一・五八パーセントとする。

4 第一項に規定するリスクフリー・イールドカーブとインフレ率との間の相関係数 ρ_{kl} は、四十パーセントとする。

(金利リスクのベガ・リスク・ファクターの感応度等)

第二百五十三条の四の十七 金利リスクのベガ・リスク・ファクターは、通貨のインフレ率に対する全てのボラテイルティの相対変化及び金利に対する全てのボラテイルティの相対変

[条を加える。]

[条を加える。]

化とする。	2 前項の「通貨のインフレ率に対する全てのボラテイルティの相対変化」とは、インフレ率に対する全てのボラテイルティを現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇ーで除して得た値をいう。 3 第一項の「金利に対する全てのボラテイルティの相対変化」とは、金利に対する全てのボラテイルティを現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇ーで除して得た値をいう。 4 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRW_kは、百パーセントとする。 5 第一項に規定する通貨のインフレ率に対するボラテイルティと金利に対するボラテイルティとの間の相関係数ρ_{kl}は、四十パーセントとする。
<u>第三目</u> 外国為替に係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び 相関	(外国為替リスクのバケットにおける感応度等) <u>第二百五十三条の四の一</u> 外国為替に係るデルタ・リスク及びベータ・リスクのバケットは、商工組合中央金庫の報告通貨を除く個々の通貨ごとに定めるものとする。 2 前項に規定する外国為替に係るデルタ・リスクのバケットとベータ・リスクのバケットとの間の相関係数γ_{bc}は、全ての

[目名を付する。]

[条を加える。]

通貨について〇・六とする。

(外国為替に係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等)

第二百五十三条の四の十九 外国為替に係るデルタ・リスク・ファクターは、外国通貨と商工組合中央金庫の報告通貨との間における直物為替レート（商工組合中央金庫の報告通貨で表示された当該外国通貨一単位の市場価格をいう。次項及び次条第二項において同じ。）の相対変化とする。

2 前項の「直物為替レートの相対変化」とは、直物為替レートをその現在価値に対してパーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇ーで除して得た値をいう。この場合において、商工組合中央金庫の報告通貨ではない通貨（以下この項及び次条第二項において「非報告通貨」という。）間の為替レートを参照する取引を行うときは、商工組合中央金庫の報告通貨と各非報告通貨との間の直物為替レートの感応度を計測するものとする。

3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRW_レは、十パーセントとする。

(外国為替に係るベガ・リスク・ファクターの感応度等)

第二百五十三条の四の二十 外国為替に係るベガ・リスク・ファクターは、外国通貨と商工組合中央金庫の報告通貨との間における為替レートに対する全てのボラティリティの相対変化とする。

2 前項の「為替レートに対する全てのボラティリティの相対変化」とは、外国通貨と報告通貨との間の為替レートに対す

[条を加える。]

[条を加える。]

る全てのボラテイルリテイを現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段に生じた価値の変動を〇・〇ーで除して得た値をいう。この場合において、非報告通貨間の為替レートを参照する取引を行うときは、商工組合中央金庫の報告通貨と各非報告通貨との間の直物為替レートのボラテイルリテイを計測するものとする。

3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRW_Rは、百パーセントとする。

第四目 取引相手方のクレジット・スプレッドに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関

(取引相手方のクレジット・スプレッドに係る感応度等)
第二百五十三条の四の二十一 取引相手方のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケットは、取引相手方のセクターに応じ、次の表のとおりとする。ただし、取引相手方のクレジット・スプレッドに係るベガ・リスクについては、CVAリスク相当額の算出を要しないものとする。

バケット番号	取引相手方のセクター
1 a)	中央銀行を含むソブリン及び多国間開発銀行
1 b)	地方自治体、政府支援法人及び教育・行政機関
2	政府系金融機関を含む金融

[目名を付する。]

[条を加える。]

3	資源開発、エネルギー、工業、農業、製造業、鉱業及び採石業
4	消費財・サービス、運輸及び保管並びに行 政支援サービス業
5	テクノロジー及び通信
6	ヘルスケア、公益事業及び専門・技術活動
7	その他のセクター
8	適格インデックス

2 取引相手方のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケット間の相関係数 y_{bc} は、バケット番号（前項の規定により分類したバケットに対応して定めた番号をいう。次条第三項において同じ。）に応じ、次の表に定めるものとする。

バケット番号 (パースェント)	1	2	3	4	5	6	7	8
1	百	十	二十	二十五	二十	十五	○	四十五
2		百	五	十五	二十	五	○	四十五
3			百	二十	二十五	五	○	四十五
4				百	二十五	五	○	四十五

5					百	五	〇	四十 五
6						百	〇	四十 五
7							百	〇
8								百

（取引相手方に対するクレジット・スプレッドに係るデルタ
・リスク・ファクターの感応度等）

第二百五十三条の四の二十二 取引相手方に対するクレジット

・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターは、次に掲
げるテナーの種類ごとの個社（取引相手方及び取引相手方に
対するクレジット・スプレッドのヘッジ手段に係る参照銘柄
をいう。）及び適格インデックスのクレジット・スプレッド
の絶対変化とする。

- 一 半年
- 二 一年
- 三 三年
- 四 五年
- 五 十年

2 前項の「クレジット・スプレッドの絶対変化」とは、クレ
ジット・スプレッドを一ベータ・ポイント変化させた場合
におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇
〇〇ーで除して得た値をいう。

[条を加える。]

3	第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイト RW_k は、テナーの全ての種類について、バケット番号及び信用力の区分に応じ、次の表に定めるものとする。 〔表 別紙 1〕
4	前項の表のバケット番号 1 から 7 までに係る加重感応度 WS_k 及び WS_1 の相関係数 ρ_{kl} は、次の算式により得た値とする。 $\rho_{kl} = \rho_{lenor} \cdot \rho_{name} \cdot \rho_{quality}$
5	前項の場合において、次の各号に掲げる相関係数の値は、当該各号に定めるものとする。 一 相関係数 ρ_{lenor} 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める値 イ 双方のテナーが同一の場合 百パーセント ロ イに掲げる場合以外の場合 九十パーセント 二 相関係数 ρ_{name} 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める値 イ 双方の銘柄が同一の場合 百パーセント ロ 双方の銘柄が同一ではなく、かつ、法的に関連する場合 九十パーセント ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 五十パーセント 三 相関係数 $\rho_{quality}$ 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める値 イ 双方の銘柄の信用力が同一の場合（双方の銘柄が投資適格である場合、双方の銘柄が投機的格付である場合、双方の銘柄が無格付である場合又は一方の銘柄が投機的格付であって、かつ、他方の銘柄が無格付である場合をいう。） 百パーセント

	ロ	イに掲げる場合以外の場合	八十パーセント
6	第三項の表のバケット番号8に係るネット加重感応度 WS_k 及び WS_l の相関係数 ρ_{kl} は、次の算式により得た値とする。		
		$\rho_{kl} = \rho_{lenor} \cdot \rho_{name} \cdot \rho_{quality}$	
7	前項の場合において、次の各号に掲げる相関係数の値は、当該各号に定めるものとする。		
	一	相関係数 ρ_{lenor}	次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める値
	イ	双方のデナーが同一の場合	百パーセント
	ロ	イに掲げる場合以外の場合	九十パーセント
	二	相関係数 ρ_{name}	次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める値
	イ	双方のインデックスの名称が同一であって、双方のインデックスのシリーズ（インデックスの価格算出の対象期間をいう。）が同一である場合	百パーセント
	ロ	双方のインデックスの名称が同一であって、かつ、双方のインデックスのシリーズが同一でない場合	九十パーセント
	ハ	イ及びロに掲げる場合以外の場合	八十パーセント
三	相関係数 $\rho_{quality}$	次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める値	
	イ	双方のインデックスの信用力が同一の場合（双方のインデックスが投資適格である場合又は双方の銘柄が投機的格付である場合をいう。）	百パーセント
	ロ	イに掲げる場合以外の場合	八十パーセント

第五目

参照先のクレジット・スプレッドに係る
バケット、リスク・フアクター、感応度
、リスク・ウエイト及び相関

[目名を付する。]

(参照先のクレジット・スプレッドに係るCVA感応度等)
第二百五十三条の四の二十三 参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク及びベガ・リスクのバケットは、参照先の信用力及びセクターの区分に応じ、次の表のとおりとする。

[条を加える。]

バケット 番号	信用力	参照先のセクター
1	投資適格 (IG)	中央銀行及び多国間開発銀行を含む ムソブリン
2		地方自治体、政府支援法人及び教育・行政機関
3		政府系金融機関を含む金融
4		資源開発、エネルギー、工業、農業、製造業、鉱業及び採石業
5		消費財・サービス、運輸及び保管並びに行政支援サービス業
6		テクノロジー及び通信
7		ヘルスケア、公益事業及び専門・技術活動
8		投機的格付 (HV) 及び無格付 (NR) 中央銀行及び多国間開発銀行を含む ムソブリン

9		地方自治体、政府支援法人及び教育・行政機関
10		政府系金融機関を含む金融
11		資源開発、エネルギー、工業、農業、製造業、鉱業及び採石業
12		消費財・サービス、運輸及び保管並びに行政支援サービス業
13		テクノロジー及び通信
14		ヘルスケア、公益事業及び専門・技術活動
15		投資適格 (IG)、投機的格付 (HY) 及び無格付 (NR)
16		投資適格 (IG)
17	投機的格付 (HY)	適格インデックス

2 前項に規定する参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスクのバケットとベガ・リスクのバケットとの間の相関係数 ρ_{bc} は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 双方のバケットの信用力が同一である場合 バケット番号 (前項の規定により分類したバケット番号をいう。次号及び次条第三項において同じ。) に応じ、次の表に定める値

〔表 別紙2〕

二 双方のバケットの信用力が同一でない場合 バケット番号に応じ、前号の表に定める値を二で除して得た値

(参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターの感応度等)

第二百五十三條の四の二十四 参照先のクレジット・スプレッドに係るデルタ・リスク・ファクターは、バケット内の全ての参照先に係る全てのテナーのクレジット・スプレッドの絶対変化とする。

2 前項の「クレジット・スプレッドの絶対変化」とは、バケット内の全ての参照先に係る全てのテナーのクレジット・スプレッドを一ベシス・ポイント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇〇〇〇で除して得た値をいう。

3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRW_kは、バケット番号及び信用力の区分に応じ、次の表に定めるものとする。

〔表 別紙 3〕

(参照先のクレジット・スプレッドに係るベガ・リスク・ファクター)

第二百五十三條の四の二十五 参照先のクレジット・スプレッドに係るベガ・リスク・ファクターは、バケット内の全ての参照先に係る全てのテナーのクレジット・スプレッドの全てのボラティリティの相対変化とする。

2 前項の「クレジット・スプレッドの全てのボラティリティの相対変化」とは、バケット内の全ての参照先に係る全ての

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

テナーのボラテイルリテイルを現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を○・○ーで除して得た値をいう。

3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRW_kは、百パーセントとする。

第六目 株式に係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関

(株式リスクのバケットに係るCVA感応度)

第二百五十三条の四の二十六 株式リスクのバケットは、次の表に掲げる時価総額、国又は地域及び株式の発行体のセクターの各区分に応じ、同表のとおりとする。

バケット番号	時価総額	国又は地域	株式の発行体のセクター
1	大	新興市場	消費財・サービス、運輸及び倉庫、管理・サービス業、ヘルスケア並びに公益事業
2			通信及び工業
3			素材、エネルギー、農業、製造業、鉱業及び採石業
4			金融（政府系金融機関を含む。）、不動産業及びテクノロジー
5		先進市場	消費財・サービス、運輸及び倉庫、管理・サービス業、ヘ

[款名を付する。]

[条を加える。]

			ルスクエア並びに公益事業
6			通信及び工業
7			素材、エネルギー、農業、製造業、鉱業及び採石業
8			金融（政府系金融機関を含む。）、不動産業及びテクノロジー
9	小	新興市場	バケット番号1から4までの全てのセクター
10		先進市場	バケット番号5から8までの全てのセクター
11	その他のセクター		
12	時価総額が大である先進市場における株式インデックス		
13	その他の株式インデックス		

（注1）表の「時価総額」欄の分類に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

1. 世界各国の証券市場において、同一の上場法人又は法人グループの発行済株式総数の市場価額に基づく時価総額の合計を用いること。
2. 法人グループの発行済株式総数は、グループ内の上場親会社の発行済株式総数とすること。
3. 法人グループの発行済株式総数に複数の関連上場法人の時価総額を含めないこと。
4. 時価総額が二十億ドル以上の場合は「大」に分類し、それ以外の場合は「小」に分類すること。

(注2) 表の「国又は地域」欄の分類に当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

1. 「先進市場」は、カナダ、米国、メキシコ、ユーロ圏、非ユーロ圏の西欧諸国（英国、ノルウェー、スウェーデン、デンマーク及びスイス）、日本、オセアニア（オーストラリア及びニュージーランド）、シンガポール及び香港特別行政区とすること。

2. 「新興市場」は、「先進市場」以外の国又は地域とすること。

(注3) 表の「株式の発行体セクター」欄の分類に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

1. 市場で一般的に使用されるセクターを基に割り当てるものとする。

2. 各発行体は表のセクターのいずれかに割り当てるものとし、同一の業に属する発行体は同一のセクターに割り当てるものとする。

3. 適切なセクターに割り当てるのが困難な場合は、バケツト番号11に割り当てるものとする。

4. 複数の国若しくは地域に属する発行体又は複数のセクターに属する発行体については、当該発行体が事業活動を行う最も重要な国若しくは地域又はセクターに該当するバケツトに割り当てるものとする。

2 株式のデルタ・リスクのバケツトとベガ・リスクのバケツトとの間の相関係数 y_{bc} は、バケツト番号（前項の規定により分類したバケツト番号をいう。次条第三項において同じ。）に応じ、次の表のとおりとする。

バケット 番号（パ ーセント ）	1 から10 まで	11	12	13
1 から10 まで	十五	○	四十五	四十五
11		○	○	○
12			七十五	四十五
13				七十五

（株式に係るデルタ及びベガ・リスク・ファクターの感応度等）

第二百五十三条の四の二十七 株式に係るデルタ・リスク・ファクターは、バケット内の全ての参照銘柄のスポット価格の相対変化とする。

2 前項の「参照銘柄のスポット価格の相対変化」とは、バケット内の全ての参照銘柄のスポット価格を現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を○・○ーで除して得た値をいう。

3 第一項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRW_kは、参照銘柄のバケット番号に応じ、次の表のとおりとする。

バケット番号	リスク・ウェイト（パーセント）
1	五十五
2	六十

[条を加える。]

3	四十五
4	五十五
5	三十
6	三十五
7	四十
8	五十
9	七十
10	五十
11	七十
12	十五
13	二十五

- 4 株式に係るベガ・リスク・ファクターは、バケット内の全ての参照銘柄のボラテイルリテイルの相対変化とする。
- 5 前項の「参照銘柄のボラテイルリテイルの相対変化」とは、バケット内の全ての参照銘柄に係る全てのボラテイルリテイルを現在価値に対して同時に一パーセント相対変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇ーで除して得た値をいう。
- 6 第四項に規定するリスク・ファクターのリスク・ウェイトRW_iは、前条第一項の表のバケット1から8まで及び12にあつては七十八パーセントとし、バケット9から11まで及び13にあつては百パーセントとする。

第七目 コモダイティに係るバケット、リスク・ファクター、感応度、リスク・ウェイト及び相関

〔目名を付する。〕

(コモディティ・リスクのバケット)
第二百五十三条の四の二十八 コモディティに係るデルタ・リスク及びベガ・リスクのバケットは、コモディティ・グループの区分に応じ、次の表のとおりとする。

バケット番号	コモディティ・グループ	例
1	エネルギーのうち、固体可燃物	石炭、木炭、木質ペレット及び核燃料（ウラン等）
2	エネルギーのうち、液体可燃物	原油（軽質スレート原油、重油、WTI及びブレント等）、バイオ燃料（バイオエタノール及びバイオディーゼル等）、石油化学製品（プロパン、エタン、ガソリン、メタノール及びブタノール等）及び精製燃料（ジェット燃料、ケロシン、軽油、燃料油、ナフサ、灯油及びディーゼル等）
3	エネルギーのうち、電力及び炭素排出権取引	電力（スポット、先日付、ピーク及びオフピーク等）、炭素排出権取引（認証排出削減量、EU排出枠（限月）、温室効果ガス地域イニシアチブ（RGGI）における二酸化

[条を加える。]

		化炭素排出枠及びグリーン電力証書等)
4	貨物輸送	ドライバルク船（ケーサイズ、パナマックス、ハンデイスイズ、スーパーマックス等）、リキッドバルク船及び天然ガス輸送船（スエズマックス、アフラマックス及び超大型タンカー等）
5	金属・非貴金属	ベースメタル（アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、錫及び亜鉛等）、鋼素材（鋼片、鋼線、スチールコイル、鋼くず、鋼棒、鉄鉱石、タングステン、バナジウム、チタン及びタングsten等）、希少金属（コバルト、マンガン及びモリブデン等）
6	ガス燃料	天然ガス及び液体天然ガス
7	貴金属	金、銀、プラチナ及びパラジウム
8	穀物及び油糧種子	トウモロコシ、小麦、大豆（大豆種子、大豆油及び大豆ミール等）、オート麦、ヤシ油、キャノーラ油、大麦及び菜種（菜種種子、菜種

		油及び菜種ミール等)、小豆、モロコシ、ココナッツ油、オリーブ油、ピーナッツ油、ヒマワリ油及び米
9	畜産及び乳製品	畜牛（生牛及び肥育素牛）、豚、家禽、仔羊、魚、エビ及び乳製品（牛乳、ホエー、卵、バター及びチーズ等）
10	ソフト・コモディイ テイ及びその他の 農産物	ココア、コーヒー（アラビカ及びロブスタ等）、茶、柑橘ジュース（オレングジューズを含む。）、芋、砂糖、綿、羊毛、木材・パルプ及びゴム
11	その他のコモディイ テイ	工業鉱物（カリ、肥料及びリン鉱石等）、レアアース、テレフタル酸及び板ガラス

2 コモディイテイのデルタ・リスクのバケツトとベガ・リスクのバケツトとの間の相関係数 γ_{bc} は、一方又は双方が前項の表のバケツト11である場合にあつては零パーセントとし、それ以外の場合にあつては二十パーセントとする。

（コモディイテイに係るデルタ及びベガ・リスク・フアクターの感応度等）

第二百五十三条の四の二十九 コモディイテイに係るデルタ・リ

[条を加える。]

スク・フアクターは、バケット内の全てのコモディティのスポット価格の相対変化とする。	
2 前項の「コモディティのスポット価格の相対変化」とは、バケット内の全てのコモディティのスポット価格を現在価値に対して同時に一パーセント変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇ーで除して得た値をいう。	
3 第一項に規定するリスク・フアクターのリスク・ウェイトRW_kは、バケット番号（前条第一項の規定により分類したバケット番号をいう。）に応じ、次の表のとおりとする。	
〔表 別紙4〕 4 コモディティに係るベガ・リスク・フアクターは、バケット内の全てのコモディティのボラティリティの相対変化とする。	
5 前項の「コモディティのボラティリティの相対変化」とは、バケット内の全てのコモディティに係る全てのボラティリティを現在価値に対して同時に一パーセント相対変化させた場合におけるCVA又はCVAヘッジ手段の価値の変動を〇・〇ーで除して得た値をいう。	
6 第四項に規定するリスク・フアクターのリスク・ウェイトRW_kは、百パーセントとする。	
<u>第三款</u> 承認の基準 <u>第一目</u> CVAの計測方法	
（取引相手毎のCVAの計測） <u>第二百五十三条の四の三十</u> SA-CVAを採用した場合の商	

〔款名を付する。〕 〔目名を付する。〕 〔条を加える。〕	
---	--

工組合中央金庫は、第二百五十三条の四の八第一項第一号に掲げるネット感応度を計測するために、次条から第二百五十三条の四の三十五までに規定するところにより取引相手方ごとにCVAを計測するものとする。

(CVAの計測要素)

第二百五十三条の四の三十一 CVAは、取引相手方のデフォルトによって生じる損失の額の期待値（「正の値」とする。）として計測するものとする。この場合において、SA-CVAを採用したときの商工組合中央金庫のデフォルト・リスクは考慮しないものとする。

2 CVAは、次に掲げる要素に基づき計測するものとする。

- 一 ヤーケット・インプライドPD
- 二 ヤーケット・コンセンサスELGD
- 三 将来エクスポージャー

(ヤーケット・インプライドPD)

第二百五十三条の四の三十二 前条第二項第一号に掲げる「ヤーケット・インプライドPD」とは、市場で観測されるクレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標（次項において「クレジット指標」という。）から推計して得た期間構造を有するデフォルト確率をいう。

2 前項の規定にかかわらず、クレジット指標の流動性が低い取引相手方（以下この項において「流動性の低い取引相手方」という。）に係る前項に規定するヤーケット・インプライドPDは、当該流動性の低い取引相手方のクレジット指標を代替するクレジット指標から推計するものとする。この場合に

[条を加える。]

[条を加える。]

において、当該推計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

一 流動性の低い取引相手方と信用力を構成する要素に関して類似する企業（以下この号及び第三号において「類似企業」という。）のクレジット指標が存在し、その流動性が高い場合 当該類似企業の流動性の高いクレジット指標を用い、かつ、次に掲げる変数その他クレジット指標に影響を及ぼす変数を考慮した分析手法を用いること。

イ 信用力指標

ロ セクター

ハ 地域

二 流動性の低い取引相手方を流動性の高いクレジット指標を有する参照銘柄に割り当てる場合 マッピングの妥当性を確保すること。

三 流動性の低い取引相手方の類似企業の流動性の高いクレジット指標が存在しない場合 信用リスクに関する包括的な分析に基づくこと。ただし、ヒストリカルPD（過去に実際に発生した信用力の変動を表すデータをを用いて得たデフォルト確率をいう。）のみを包括的な分析に用いてはならず、デフォルト確率はクレジット指標に関連するものとする。

（ヤーケット・コンセンサスELGD）

第二百五十三条の四の三十三 第二百五十三条の四の三十一第二項第二号に掲げる「ヤーケット・コンセンサスELGD」とは、クレジット・スプレッドからリスク中立的なデフォルト確率を算出するために用いたLGDと同一のものとする。

[条を加える。]

2 前項の規定にかかわらず、エクスポートジャーが無担保の優良債よりも優先する場合にあっては、同項に規定するマーケット・コンセンサスELGDの値に必要な調整を加えたものを用いることができる。ただし、取引相手方が差し入れた担保によって、エクスポートジャーの優先順位は変更されないものとする。

(将来エクスポートジャー)

第二百五十三條の四の三十四 第二百五十三條の四の三十一第

二項第三号に掲げる「将来エクスポートジャー」とは、シミュレーションにより生成されるパスを用いて得られた将来のエクスポートジャーを現在価値に割り引いたものをいう（以下の節において同じ。）。

2 将来エクスポートジャーの計測は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 関連するマーケット・リスク・ファクター（CVAリスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この項及び第二百五十三條の四の三十八第四項第三号において同じ。）をシミュレーションすることにより生成されるパスに基づき取引相手方との全てのデリバティブ取引を評価し、リスクフリー・レートを用いて現時点までの割引計算を行うことにより構築すること。

二 取引相手方との取引において重要な全てのマーケット・リスク・ファクターは、満期が最も長い取引の期間にわたり、適切な時点に設定された適切な数のパスを発生させるように確率過程を用いてシミュレーションされること。

[条を加える。]

-
- 三 取引相手方の信用力との間に高い相関関係がある取引については、当該相関関係を考慮すること。
- 四 リスク・ファクターのドリフト（確率変数の単位時間当たりの平均的な方向性をいう。以下この号において同じ。）は、リスク中立測度で求めること。ただし、ヒストリカル・データに基づくドリフトの水準調整は認められないものとする。
- 五 マーケット・リスク・ファクターのボラティリティ及び相関係数は、十分な市場データが存在する場合は当該市場データを用いて水準を調整すること。ただし、十分な市場データが存在しない場合は、ヒストリカル・データに基づき水準の調整をすることが認められるものとする。
- 六 モデル化されたリスク・ファクターの分布は、将来エクスポージャーの分布が正規分布ではない可能性（フアット・テールである可能性を含む。）を考慮すること。
- 3 将来エクスポージャーは、会計ＣＶＡを計測するために商品組合中央金庫が用いるモデルに基づき計測するものとする。この場合において、会計ＣＶＡが本目に規定するＣＶＡの計測方法を満たさないときは、必要な調整を行うものとする。
- 4 将来エクスポージャーを計測する際に用いる次に掲げる要素は、会計ＣＶＡを計測する際に用いるものと同一とする。
- 一 リスクのマージン期間を除くモデルの水準調整プロセス
- 二 ＣＶＡの算出に用いる市場データ及び実際の取引データ
- 5 ネットインゲの認識は、会計ＣＶＡの計測における取扱いと同様とし、かつ、ネットインゲの不確実性はＣＶＡの計測において考慮するものとする。
-

(マージン・アグリーメント)

第二百五十三條の四の三十五 マージン・アグリーメントを締結した取引相手方との取引においては、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、受け入れた担保の効果を認識することができる。

一 第五十九條の三第十二号に掲げる基準を満たしていること。

二 担保付取引で使用される全ての文書が、取引に係る全ての当事者を拘束し、全ての関連する法域において強制執行を行うことを可能にさせるものであること。

三 前号に掲げる要件が、十分な法的調査及び法的論拠に基づいて導かれており、強制執行可能性が継続的に維持されていることを適時に確認していること。

2 マージン・アグリーメントを締結した取引相手方に係る将来エクスポートの算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 将来エクスポートにリスク削減手法として認識される担保効果をパスに沿って勘案すること。

二 マージン・アグリーメントの性質、担保徴求の頻度、担保種別、閾値、独立担保額、当初証拠金及び最低引渡担保額その他関連する全ての契約上の特徴をエクスポート計測モデルにおいて適切に勘案すること。

三 エクスポートの計測をする時点の直前の一定期間内に取引相手方との間で担保の授受をしないことを前提とす

[条を加える。]

ること。この場合において、当該一定期間の日数は、次のイ又はロに定めるリスクのアーजन期間に及び、当該イ又はロに定める最低期間を下回らないものとする。

イ レボ形式の取引及び間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーに係るリスクのアーजन期間 四十N営業日（Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。）

ロ イに定めるリスクのアーजन期間以外のリスクのアーजन期間 九十N営業日

第二目 体制整備

（CVAリスク相当額の計算体制）

第二百五十三條の四の三十六 SA—CVAを採用した場合の商工組合中央金庫は、前款の規定によりCVAリスク相当額を各月ごとに算出する体制を整備するものとする。

（CVAリスク相当額の報告体制）

第二百五十三條の四の三十七 SA—CVAを採用した場合の商工組合中央金庫は、CVAリスク相当額を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に各月ごとに報告する体制を整備するものとする。

[目名を付する。]

[条を加える。]

[条を加える。]

(CVAの管理体制)

第二百五十三条の四の三十八 S A—C V Aを採用した場合の
商工組合中央金庫は、次に掲げる要件の全てを満たすものと
する。

- 一 内部統制に関する要件
- 二 エクスポートジャー計測モデルの運用に関する要件
- 三 エクスポートジャー計測モデルの検証に関する要件
- 四 内部監査に関する要件

2 前項第一号に掲げる「内部統制に関する要件」とは、次に
掲げる要件をいう。

- 一 C V Aに関するリスク管理（商工組合中央金庫が有する
C V Aリスクについて、識別、計測、管理、承認及び内部
報告の枠組みに基づき管理することをいう。）の体制が整
備されており、かつ、適切に運用されていること。
- 二 エクスポートジャー計測モデルによりC V A及び感応度が
計測され、承認に先立って一年以上にわたって適切に運用
されていること。
- 三 次に掲げる要件の全てを満たすC V Aデスクが設置され
ていること。
 - イ エクスポートジャー計測モデルの利用に関する責任を負
い、C V Aに関するリスク管理方針の策定及びC V Aに
関するリスク管理業務の運営において、主導的な役割を
果たしていること。
 - ロ 内部ヘッジ取引又は外部ヘッジ取引を執行するトレー
ダー（ハにおいて「C V Aトレーダー」という。）を配
置すること。
 - ハ C V Aデスク及びC V Aトレーダーの役割及び権限が

[条を加える。]

明確に規定され、当該役割及び権限に基づき適切に運営されていること。

ニ 一週間に一回以上の頻度でＣＶＡに関するリスク管理の状況を示す書類が作成され、ＣＶＡに関するリスク管理の状況その他必要な情報が取締役等へ定期的に報告されていること。

ホ ＣＶＡの残高、その変動による損益その他のＣＶＡを管理するための指標が定義され、ＣＶＡデスクの運営に組み込まれていること。

四 取締役等が、ＣＶＡに関するリスク管理に積極的に関与しており、かつ、ＣＶＡに関するリスク管理の適切な遂行に必要な経営資源を投入していること。

五 会計ＣＶＡのエクスポージャーを計測するためのシステムを適切に運用するために、文書化された内部方針、内部統制及び手続を遵守する体制が整備されていること。

六 エクスポージャー計測モデルを検証する部署（第五項において「ＣＶＡエクスポージャーモデル検証部署」という。）であって次に掲げる要件を満たすものが設置されていること。

イ エクスポージャー計測モデルの開発時の検証及び運用後の定期的な検証を実施する責任を負うこと。

ロ 信用リスク・アセットの額を算出する対象となる取引に関わる部署、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署及びＣＶＡデスクから独立して設置されていること。

ハ 十分な能力を有する人員が配置されていること。

ニ 取締役等に対してエクスポージャー計測モデルの管理

状況を直接報告するものであること。

3 第一項第二号に掲げる「エクスポートジャー計測モデルの運用に関する要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 取引固有の情報を正確に捕捉し、取引をネットエイジング・セットに適切に割り当てることにより、ネットエイジング・セット単位でエクスポートジャーを適切に計測するものであること。

二 エクスポートジャー計測モデルが次に掲げる要件に従って適切に管理されていること。

イ 取引条件がエクスポートジャー計測モデルへ適時に反映されており、かつ、網羅的及び保守的なものであること。

ロ 取引条件がエクスポートジャー計測モデルに正確かつ保守的に反映されていることを継続的に確認するために、エクスポートジャー計測モデルと取引条件を蓄積するシステムとの間に照合プロセスが整備されていること。

三 CVAリスク相当額を算出するために用いる市場データが次に掲げる要件に従って管理されていること。

イ 市場データは、フロント・オフィス部門から独立して取得すること。

ロ 財務会計において使用するデータと整合的なものであること。

ハ エクスポートジャー計測に必要な全ての市場データが適時に取得されており、かつ、当該市場データが必要な期間にわたり保存されていること。

ニ 不正確又は異常な市場データを適切に把握できる体制が整備されていること。

ホ エクスポートジャー計測モデルが必要とする市場データを取得できない場合であって代替的な市場データ（以下ホにおいて「代理変数」という。）を使用するときは、あらかじめ文書で適切な代理変数を特定し、かつ、当該代理変数が市況の悪化を保守的に反映していることを示すこと。

4 第一項第三号に掲げる「エクスポートジャー計測モデルの検証に関する要件」とは、次に掲げる要件をいう。

一 エクスポートジャー計測モデルの開発時の検証及び運用後の継続的な検証のプロセスを明確に記載した規程が、次に掲げる要件に従って作成されていること。

イ モデルの運用方法、前提及び利用制限について第三者が理解可能なものとなっており、かつ、検証の再現の可能性が確保されていること。

ロ 定期的な検証の最低限の頻度及び追加的な検証の実施の条件（市場の急激な変化を含む。）が定められていること。

ハ データ・フロー（データの入力、処理及びモデル間のデータの受渡し）の状況をいう。第二百五十五条の八第二項第五号において同じ。）及びポートフォリオに関する検証方法並びに商工組合中央金庫の代表的なCVAポートフォリオの構築方法について定めること。

ニ 次に掲げる事項を定めた指針が策定されていること。

イ エクスポートジャー計測モデル及び当該エクスポートジャー計測モデルへのインプット（将来エクスポートジャーを

計測する際に用いる仮定及び市場データをいう。)を評価する要件

ロ エクスポート・ジャー計測モデルについて、その正確性の評価及び継続的な改善に係るプロセス

三 エクスポート・ジャー計測モデルの開発時及び運用後の継続的な検証において、マーケット・リスク・ファクターをシミュレーションすることにより生成されるパスに基づきエクスポート・ジャーを算出する価格評価モデルを、幅広い市況に対応した独立した適切なベンチマークに照らして検証すること。この場合において、オプシジョンの価格評価モデルにおいては、マーケット・リスク・ファクターに関して、オプシジョン価値の非線形性を考慮すること。

四 取引が適切なネットイング・セットに割り当てられることを確認すること。

5 第一項第四号に掲げる「内部監査に関する要件」とは、CVAに係るリスク管理の全体のプロセス(CVAデスク及びCVAエクスポート・ジャーモデル検証部署の運用を含む。)に対し、少なくとも一年に一回以上の頻度で内部監査を行う部門による独立した監査が実施されることをいう。

[条を削る。]

(適用除外)

第二百五十三条の五 前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るCVAリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2 第二百五十三条の二第二項に規定する場合において、期待

	エクスポージャー方式を用いないで与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

「別紙 1」

バケツ ト番号	投資適格（ IG）（パー セント）	投機的格付（ HY）及び無格 付（NR）（パ ーセント）
1 a)	〇・五	二・〇
1 b)	一・〇	四・〇
2	五・〇	十二・〇
3	三・〇	七・〇
4	三・〇	八・五
5	二・〇	五・五
6	一・五	五・〇
7	五・〇	十二・〇
8	一・五	五・〇

〔別紙2〕

バケツ ト番号 (パー セント)	1 又 は 8	2 又 は 9	3 又 は10	4 又 は11	5 又 は12	6 又 は13	7 又 は14	15	16	17
1 又は 8	百									
2 又は 9	七十 五	百								
3 又は 10	十	五	百							
4 又は 11	二十	十五	五	百						
5 又は 12	二十 五	二十	十五	二十	百					
6 又は 13	二十	十五	二十 五	二十 五	二十 五	百				
7 又は 14	十五	十	五	五	五	五	百			
15	○	○	○	○	○	○	○	百		
16	四十 五	四十 五	四十 五	四十 五	四十 五	四十 五	四十 五	○	百	
17	四十 五	四十 五	四十 五	四十 五	四十 五	四十 五	四十 五	○	七十 五	百

「別紙3」

バケツ ト番号	リスク・ウ ェイト（パ ーセント）
1	〇・五
2	一・〇
3	五・〇
4	三・〇
5	三・〇
6	二・〇
7	一・五
8	二・〇
9	四・〇
10	一二・〇
11	七・〇
12	八・五
13	五・五
14	五・〇
15	一二・五
16	一・五
17	五・〇

「別紙
4」

バケツ ト番号	リスク・ウ ェイト（パ ーセント）
1	三十
2	三十五
3	六十
4	八十
5	四十
6	四十五
7	七十
8	三十五
9	二十五
10	三十五
11	五十